

2019年9月11日

お取引先様 各位

横河東亜工業株式会社  
総務経理部

## 消費税率引上げに伴う請求書の取扱いについて

平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

2019年10月1日の消費税率引上げに伴う弊社の請求書の取扱いを以下の通りと致します。

お取引先様におかれましては、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

### 1. 注文内容が「工事の請負等」に該当する場合

#### (パターン①) 経過措置が適用される場合

- ・注文(請)日が2019年3月31日以前で、工期(完了日)が2019年10月1日以降の場合
- ・2019年9月分以前、及び2019年10月分以降の出来高についての請求書は消費税率8%にて発行してください。また、2019年10月分以降の請求書には「経過措置」と記載してください。

#### (パターン②) 経過措置が適用されない場合

- ・注文(請)日が2019年4月1日以降で、工期(完了日)が2019年10月1日以降の場合
- ・2019年9月分以前の出来高についての請求書は消費税率8%にて発行してください。
- ・2019年10月分として2019年9月分以前の出来高に対する、8%と10%の消費税差額請求書を発行してください。  
\*消費税差額請求書については、2019年10月分の出来高請求書とは別に請求書を発行してください。
- ・2019年10月分以降の出来高についての請求書は消費税率10%にて発行してください。

#### (その他)

注文(請)日が2019年3月31日以前で、工期(完了日)が2019年9月30日以前の場合

- ・2019年9月分以前の出来高についての請求書は消費税率8%にて発行してください。
- ・工期(完了日)が2019年10月1日以降に延長になった場合、パターン①の取扱いとしてください。

注文(請)日が2019年4月1日以降で、工期(完了日)が2019年9月30日以前の場合

- ・2019年9月分以前の出来高についての請求書は消費税率8%にて発行してください。
- ・工期(完了日)が2019年10月1日以降に延長になった場合、パターン②の取扱いとしてください。

2. 注文内容が「工事の請負等」に該当しない場合

(パターン③) 注文(請)日が2019年9月30日以前の場合

- ・2019年9月30日以前の納品等についての請求書は消費税率8%にて発行してください。
- ・2019年10月1日以降の納品等についての請求書は消費税率10%にて発行してください。

(パターン④) 注文(請)日が2019年10月1日以降の場合

- ・請求書は消費税率10%で発行してください。

以上

お問い合わせ先：総務経理部

03-5421-4311